

新型コロナウイルス感染症対策本部会議（第1回）

令和2年4月8日（水）11：00～
第1会議室

【議事録】

1 開会

令和2年4月7日国の緊急事態宣言が発令されることを踏まえ、本町における、新型コロナウイルス感染症対策本部を設置しました。これに伴い第1回の会議を行う。

本会議の本部長・・・町長

副本部長・・・副町長 教育長

本部員・・・各課長、田川地区消防本部添田分署長

事務局・・・保健福祉環境課長（健康対策係長）

2 本部長挨拶

法律に基づき緊急事態宣言が発令され、対策本部が設置されました。住民の不安も増してくるため、日常生活に支障がないよう住民の方に協力等のお願いをすることが考えられる。このことを踏まえ住民の方に対応についての十分な説明を行わなければならない。今我々がやるべきことは、「3つの密」を避けること。緊急事態宣言が発令されたことにより、それぞれの業務での対応をおこなわなければならない。

3 報告・協議内容

① 発生状況について

国内（4月8日時点）・・・感染者数 4,257 人 死亡者数 81 人 回復者数 622 人

福岡県内（4月7日時点）・・・199 人

田川地区・・・発生なし

② 緊急事態宣言後の県の緊急事態措置

【期間】

令和2年4月8日～5月6日

【措置】

- 1 生活維持に必要なでない外出を控える
- 2 在宅勤務や時差出勤で人の接触を避ける

- 3 都道府県をまたいだ移動を極力避ける
- 4 感染拡大につながるイベントを控える
- 5 食糧や衣料品などの買い占めをしない

【従来どおりの対応】

- 6 手洗いの励行や咳エチケットに努めること
- 7 「3つの密」の回避
- 8 新型コロナ相談窓口：田川保健所への相談窓口
- 9 発熱や咳など、かかりつけ医を受診する際には、直接受診せず、必ず事前に電話で相談すること
- 10 海外の渡航について、外務省の勧告・指示に従うこと

【その他の県の方針】

- 休業を要請する対象の業種や施設の公表を当面見送る。(感染状況を見る)
- 市町村立学校への休校延長等は、市町村判断とする
- 保育園は感染予防策を講じて従来どおり

③ 緊急事態宣言後の各課所管施設及び事業等の方針

【保健福祉環境課】

- ・町内保育所：通常開所
- ・放課後児童クラブ（3か所、4クラブ）：通常開所
- ・高齢者入所施設：運営→通常、面会→面会禁止
- ・クアハウス：休館（～5月6日）
- ・介護予防事業：中止（～5月6日）
- ・乳幼児健診等：中止

【総務課】

- ・広報事業：HPに新型コロナ関連をバナー化し情報更新する。
重要情報を随時のチラシ配布を行う。(特に高齢者)
- ・必要緊急予算確保：緊急性を踏まえ、迅速な予算措置
- ・職員勤務等の措置の実施

【まちづくり課】

- ・英彦山修剣道館：休館
- ・財蔵坊：休館
- ・町バス：通常運行（土日は運休）
- ・町バス等の各種申請：電話等に対応し、決定通知を郵送【受取人確認】

【社会教育課】

- ・町立児童館：小中学校の休校に合わせて休館
- ・町立図書館：臨時休館電話予約での貸し出し。(月～金)

【地域産業推進課】

- ・英彦山スロープカー：運休
- ・花園：通常運営
- ・ひこさんホテル和：通常運営
- ・道の駅歓遊舎ひこさん：直売店・テナント・公園→通常運営
- ・野営場：臨時休業

【学校教育】

- ・4月8日(水) 小学校給食後放課
- ・4月9日(木) 中学校入学式
- ・4月10日(金) 各小学校入学式
- ・4月13日(月)～5月6日(水) 休校

④ その他

○添田町新型コロナウイルス緊急事態措置におけるイベント等の停止について

(別紙) 内容を本会議の中で承認

【今後の検討内容】

- ・学校の休校に伴う放課後児童クラブの状況
- ・各団体に周知等を要請依頼(原課で対応)
- ・マスク不足に対する対応(国が郵送予定)
- ・勧遊舎の利用客状況を把握(密集等を避けるなど)
- ・給付金関係(国の方針未定)
- ・相談窓口対応(総務課より内容に応じ各課につなげる)